

令和 5 年 第 1 回

茅ヶ崎市議会定例会議案書

その 2

令和 5 年 3 月 1 5 日 提出

目 次

議案第 3 1 号	令和 4 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算 (第 1 4 号) -----	1
議案第 3 2 号	和解について -----	1 6
報告第 5 号	専決処分の報告について -----	1 8

令和 4 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第 14 号）

令和 4 年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第 14 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10,080 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 93,410,206 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 5 年 3 月 15 日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		20,254,221	6,254	20,260,475
	2 国庫補助金	7,751,806	6,254	7,758,060
18 寄附金		197,394	500	197,894
	1 寄附金	197,394	500	197,894
20 繰越金		5,809,250	2,426	5,811,676
	1 繰越金	5,809,250	2,426	5,811,676
21 諸収入		3,787,299	900	3,788,199
	5 雑入	1,047,686	900	1,048,586
歳 入 合 計		93,400,126	10,080	93,410,206

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		10,156,648	8,358	10,165,006
	1 総務管理費	8,248,812	8,358	8,257,170
3 民生費		40,543,025	17	40,543,042
	1 社会福祉費	18,474,495	14	18,474,509
	2 児童福祉費	17,717,509	3	17,717,512
4 衛生費		13,603,350	102	13,603,452
	1 保健衛生費	8,539,614	99	8,539,713
	2 清掃費	5,063,736	3	5,063,739
8 土木費		6,210,641	1	6,210,642
	4 都市計画費	3,487,870	1	3,487,871
10 教育費		10,398,296	1,602	10,399,898
	1 教育総務費	5,092,362	50	5,092,412
	3 中学校費	1,437,958	764	1,438,722
	4 学校給食費	643,747	672	644,419
	5 社会教育費	1,418,548	116	1,418,664
歳 出 合 計		93,400,126	10,080	93,410,206

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳管理経費	7,321
4 衛生費	1 保健衛生費	職員給与費	11,025
		新型コロナウイルスワクチン接種事業	504,247
8 土木費	4 都市計画費	公園緑地等管理運営経費	13,838
10 教育費	3 中学校費	施設設備補修費	764

変 更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
2 総務費	1 総務管理費	情報化推進経費	119,571	125,819

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	20,254,221	6,254	20,260,475
18 寄附金	197,394	500	197,894
20 繰越金	5,809,250	2,426	5,811,676
21 諸収入	3,787,299	900	3,788,199
歳入合計	93,400,126	10,080	93,410,206

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	10,156,648	8,358	10,165,006
3 民生費	40,543,025	17	40,543,042
4 衛生費	13,603,350	102	13,603,452
8 土木費	6,210,641	1	6,210,642
10 教育費	10,398,296	1,602	10,399,898
歳 出 合 計	93,400,126	10,080	93,410,206

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特	地方債	その他	一般財源
国県支出金			
6,248	0	500	1,610
6	0	0	11
0	0	0	102
0	0	0	1
0	0	0	1,602
6,254	0	500	3,326

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	20,254,221	6,254	20,260,475
2 国庫補助金	7,751,806	6,254	7,758,060
1 総務費国庫補助金	598,190	6,248	604,438
2 民生費国庫補助金	4,020,281	6	4,020,287
18 寄附金	197,394	500	197,894
1 寄附金	197,394	500	197,894
2 総務費寄附金	119,270	500	119,770
20 繰越金	5,809,250	2,426	5,811,676
1 繰越金	5,809,250	2,426	5,811,676
1 繰越金	5,809,250	2,426	5,811,676
21 諸収入	3,787,299	900	3,788,199
5 雑入	1,047,686	900	1,048,586
2 雑入	1,045,631	900	1,046,531
歳 入 合 計	93,400,126	10,080	93,410,206

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 総務管理費補助金	6,248	6 マイナンバーカード交付事務費補助金	6,248
1 社会福祉費補助金	6	2 重層的支援体制整備事業交付金	6
1 総務費指定寄附金	500	6 企業版ふるさと納税寄附金	500
1 前年度繰越金	2,426	1 前年度繰越金	2,426
9 教育費雑入	900	9 (仮称) 茅ヶ崎市歴史文化交流館埋設物損害賠償請求事件和解金	900

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
2 総務費	10,156,648	8,358	10,165,006		
1 総務管理費	8,248,812	8,358	8,257,170		
7 企画費	1,300,855	6,748	1,307,603	国庫支出金	6,248
				そ の 他	500
8 支所及び出張所費	43,520	240	43,760	一般財源	240
13 文化行政費	492,444	1,294	493,738	一般財源	1,294
15 男女共同参画推進費	18,597	76	18,673	一般財源	76
3 民生費	40,543,025	17	40,543,042		
1 社会福祉費	18,474,495	14	18,474,509		
1 社会福祉総務費	7,749,088	8	7,749,096	国庫支出金	6
				一般財源	2
9 体育施設費	501,832	6	501,838	一般財源	6
2 児童福祉費	17,717,509	3	17,717,512		
1 児童福祉総務費	4,908,821	3	4,908,824	一般財源	3
4 衛生費	13,603,350	102	13,603,452		

(単位 千円)

節		金額	説明	金額
区分				
13	委託料	6,248	50 情報化推進経費 1 情報化推進経費	6,248 6,248
25	積立金	500	80 まち・ひと・しごと創生基金積立金	500
11	需用費	157	20 支所維持管理経費	157
	5 光熱水費	157	30 出張所管理運営経費 1 辻堂駅前出張所 3 ハマミーナ出張所	83 70 13
19	負担金補助及び交付金	83		
11	需用費	1,294	50 美術館管理運営事業経費	1,294
	5 光熱水費	1,294		
19	負担金補助及び交付金	76	20 男女共同参画推進センター管理運営事業費	76
11	需用費	8	200 重層的支援体制整備事業費	8
	2 燃料費	8		
11	需用費	6	10 体育施設管理経費	6
	5 光熱水費	6		
11	需用費	3	30 家庭児童相談事業費	3
	2 燃料費	3		

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
1 保健衛生費	8,539,614	99	8,539,713		
4 環境衛生費	172,396	5	172,401	一般財源	5
6 地域医療センター費	191,340	94	191,434	一般財源	94
2 清掃費	5,063,736	3	5,063,739		
2 じんかい処理費	2,922,058	3	2,922,061	一般財源	3
8 土木費	6,210,641	1	6,210,642		
4 都市計画費	3,487,870	1	3,487,871		
1 都市計画総務費	2,954,985	1	2,954,986	一般財源	1
10 教育費	10,398,296	1,602	10,399,898		
1 教育総務費	5,092,362	50	5,092,412		
2 事務局費	5,086,017	50	5,086,067	一般財源	50
3 中学校費	1,437,958	764	1,438,722		
1 学校管理費	1,224,603	764	1,225,367	一般財源	764
4 学校給食費	643,747	672	644,419		
1 学校給食管理費	643,747	672	644,419	一般財源	672

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
11	需用費	5	100 環境衛生監視指導事業費	5
	2 燃料費	5		
12	役務費	94	10 業務運営経費	94
	1 通信運搬費	94		
12	役務費	3	20 収集運搬経費	3
	1 通信運搬費	3	1 収集業務経費	3
11	需用費	1	70 交通政策推進事業費	1
	5 光熱水費	1	3 乗合交通整備計画推進事業費	1
11	需用費	50	110 青少年教育相談経費	50
	5 光熱水費	50	5 あすなる教室経費	50
11	需用費	764	40 施設設備補修費	764
	6 修繕料	764		
11	需用費	672	30 学校給食管理運営費	672
	2 燃料費	672		

款 項 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					区 分	金 額
	5 社会教育費	1,418,548	116	1,418,664		
	3 公民館費	78,814	6	78,820	一般財源	6
	5 青少年施設費	66,987	110	67,097	一般財源	110
歳 出 合 計		93,400,126	10,080	93,410,206		

教育費

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
11 需用費	6	20 業務管理経費 6
2 燃料費	6	
11 需用費	110	10 青少年会館管理経費 110
5 光熱水費	110	

和解について

次のとおり和解する。

令和 5 年 3 月 1 5 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

1 事件名

横浜地方裁判所令和 3 年（ワ）第 1 3 6 5 号
瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求事件

2 和解の相手方

(1) 市内在住

ア（女性）

(2) 市内在住

イ（男性）

(3) 市内在住

ウ（男性）

(4) 市内在住

エ（女性）

(5) 市内在住

オ（女性）

3 和解の内容

(1) ア及びイは、市に対し、連帯して、和解金として、30万円の支払義務があることを認める。

(2) ウ及びエは、市に対し、和解金として、連帯して30万円の支払義務があることを認める。

(3) オは、市に対し、和解金として、30万円の支払義務があることを認める。

(4) ア及びイは、市に対し、連帯して第1項の30万円を、令和5年4月末日限り、原告の指定する口座に送金して支払う。この場合において振込手数料は同被告らの負担とする。

(5) ウ及びエは、市に対し、連帯して第2項の30万円を、令和5年4月末日限り、原

告の指定する口座に送金して支払う。この場合において振込手数料は同被告らの負担とする。

(6) オは、市に対し、第3項の30万円を、令和5年4月末日限り、原告の指定する口座に送金して支払う。この場合において振込手数料は同被告の負担とする。

(7) 市は、その余の請求を放棄する。

(8) 市とア乃至オは、市とア及びイとの間、市とウ及びエとの間並びに市とオとの間に、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(9) 訴訟費用は各自の負担とする。

4 事件の概要及び経過

市が（仮称）茅ヶ崎市歴史文化交流館の建設用地とするために相手方から購入した土地において、地中から石綿含有スレート等が発見されたことにより、当初見込んでいない処分費用が発生したため、令和3年4月13日付で瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求訴訟を横浜地方裁判所に提起した。

訴訟提起後、双方が主張を行ってきたところであるが、裁判所から和解の提案があり、令和5年2月17日に双方が和解条項について合意に至ったもの。

提案理由

本案は、瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求事件について、和解を成立させるため提案する。

専決処分の報告について

次のとおり令和5年3月9日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和5年3月15日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金59,400円
- 2 損害賠償の相手方 市内在住の男性
- 3 損害賠償の理由

令和5年2月8日午後1時17分頃、美住町2番28号先において、高齢福祉介護課職員が運転する軽自動車が交差点を左折したところ、相手方敷地のポールに接触し、損害を与えたため、これに対する修理費を賠償したものです。